


おくやみコーナーを開設します

遺族に寄り添い負担を軽減します

12月1日(金)から、亡くなられた後に発生する市役所での様々な手続きをまとめて支援する「おくやみコーナー」を開設します。

利用には、インターネットまたは電話での予約が必要です。なお、死亡届を提出するときに渡す「おくやみハンドブック」を確認後に予約をすると手続きがスムーズに進みます。

 市民課 995-1812

対象

亡くなられた時点で市に住民登録があった人の遺族

扱い手続き

亡くなられた人に関する市役所での手続きを取り扱います。相続に関する手続きなど、市役所では取り扱っていないものは、専門家へ相談してください。

おくやみコーナーの予約

市へ死亡届を提出後3開庁日以降の日を指定し、予

約をしてください。予約には、死亡届を提出するときに渡す「おくやみ窓口のご案内」に記載された「ご予約ID」が必要です。

なお、他区市町村へ死亡届を提出した場合は市へ情報が届くまでに時間がかかるため、おくやみコーナーの利用開始可能日はこの限りではありません。

予約受付は、午前と午後で各1組ずつです。

【インターネットで予約】

申し込みフォームから予約をしてください。

受付時間／24時間（システムメンテナンス時を除く）

【電話で予約】

電話番号／995-1812

受付時間／8時30分～17時

（土・日・祝日、年末年始を除く）



12月3日(日)～9日(土)は障がい者週間

みんなで作る共生社会

障がい者週間は、障がい者の権利や社会参加を啓発するための国際的なキャンペーンです。一人ひとりが、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めることが大切です。多様性を認め、尊重し支援する、共生社会を目指しましょう。

 総合福祉課 995-1820

障がい者週間に合わせ、各福祉事業所の自主製
品を啓発品として市内歯科医院で配布します。



障がいは外見からは分かりにくい身体内部のものもあります。障がいのある人に関するシンボルマークを理解し、みんなが暮らしやすいまちにしましょう。



普通自動車免許を有していて、四肢に障がいのある人が車に表示するシンボルマークです。



普通自動車免許を有していて、聴覚に障がいのある人が車に表示するシンボルマークです。



視覚に障がいのある人に配慮した物であると示すシンボルマークで、主に信号機や建物、設備などに設置されます。